## 北越UCカード会員規約一部改定のお知らせ

2016 年 10 月 1 日をもって北越UCカード会員規約及び「<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内」を一部改定いたしますので、UCカード会員規約第 19 条 (規約の改定並びに承認)に基づきお知らせいたします。北越UCカード会員規約の改定箇所は以下の通りです。(下線部は改定部分を示します。)なお、上記日付以降にカードをご利用いただいた場合には、UCカード会員規約第 19 条により改定を承認したものとさせていただきます。ただし、「<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内」の改定については、直ちに実施するものとします。

#### 【改定条項】

#### ■UCカード会員規約

#### 第10条(退会及びカードの利用停止と返却)

- 2. 会員が次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、 当社は、何らの通知、催告を要せずして、カードの使用停止又は会員の資格を取り消すことが でき、これらの措置とともに加盟店に当該カードの無効を通知することがあります。その場合 カードは当社の指示する方法に従い返却するものとします。
- (イ) <u>カードのお申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出などで</u>虚偽の申告をした場合。

# 第14条 (届出事項の変更)

1. 本人会員が当社に届け出た氏名、勤務先、住所、<u>メールアドレス、</u>お支払預金口座、<u>犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(取引目的等を含みます。)</u>等に変更があった場合は、ただちに当社あてに所定の変更手続きをしていただきます。

#### 第16条 (その他承諾事項)

- 1. 本人会員は、以下の事項を予め承諾するものとします。
  - (4) 当社が与信及び与信後の管理のため必要と認めた場合に、勤務先、収入等の確認を求めるとともに住民票<u>の写し</u>等公的機関が発行する書類・源泉徴収票その他の所得証明書類等を取得又はご提出いただくこと。
- 2. 当社が本人会員について犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項第 1 号 又は第 2 号に掲げる者に該当する可能性があると判断した場合には、当社は、所定の追加確認 を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、会員に対す る通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当 社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、会員に対する通知を行うことなく、キャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。

### ■<ショッピングサービス>リボルビング払いのご案内

2. お支払い例(定額1万円コース・実質年率15.00%の場合)